

令和 4 年第 9 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年9月28日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第21号	基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について	2件
議第22号	農地中間管理事業法第18条第7項（農用地利用配分計画の公告）について	2件
報第17号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	4件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和 4 年第 9 回農業委員会総会を開会する。本日は、17 名全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、7 番右高一朋委員、8 番若尾武彦委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 21 号「基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について」を上程する。議第 21 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案の承認を求められたため、審議を行っていただくもの。使用貸借権設定。貸付人、■■■■市■■■町■■5 丁目■■■番地、■■■■■。借受人、岐阜市藪田南 5-14-■■■、一般社団法人岐阜農業畜産公社。土地は 7 筆。1 筆目、大原町 3 丁目■■■番、田、642 m²。2 筆目、■■■番、田、709 m²。3 筆目、■■■番、田、523 m²。4 筆目、■■■番、田、560 m²。5 筆目、■■■番、田、658 m²。6 筆目、■■■番、田、305 m²。7 筆目、■■■番、田、534 m²。合計面積 3,931 m²。令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までの 10 年間の計画を策定するもの。

続けて、賃借権設定。貸付人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地■■■■、■■■■■。借受人、岐阜市藪田南 5-14-■■■、一般社団法人岐阜農業畜産公社。土地は 1 筆。

廿原町南ノ洞■■■番■■、畑、127 m²

農地中間管理事業のパンフレットを参考に配布しているので、確認いただきたい。廿原については、賃借権で年間 5 7 1 円の賃借料が発生する。

議長 このパンフレットにある様に、個人では難しい農地の貸し借りについて、中間管理機構という組織が間に入ることによって貸し借りの調整を行い、耕作しやすいようにするという事。今回はそれが 2 件上程された。

まず議第 21 号-1 について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 今まで耕作を行っていた■■■■さんが高齢でできなくなり、若い■■■
■さんにやってもらう話になった。今までは口約束のような事もあったようだが、今回は中間管理機構を間に入れて、■■■さんに引き継がれる。
こちらに関しては、所有者が耕作してもらう事を望んでいて、貸し借りは無料で、
草刈は所有者が自身で行う。お互いに話はついている状態で中間管理機構が間に入っている。

7 番 現状、ここは耕作をおこなっているのか。柵もある様子だがイノシシが入るのか。

6 番 作っている。柵は7年前に作ったとの事。イノシシは50年以上前から入っていたらしい。■■■さんから、イノシシが入っては困ると言われ、自身で設置したとのこと。
しかし、現状はイノシシに入られることがあり、今後も荒らされる可能性がある。

7 番 荒らされて倒れてしまった稲は、臭くなるので収穫できない。うちもやられた所は収穫をしていない。今年は特に酷い。ここも現状の柵では厳しいだろう。本当なら2メートルのフェンスくらいでないといけない。

16 番 高さも必要だが、しっかりした柱がないと倒される。しっかり対策しないと一度は行ったところは、何度も狙われる。

議長 土が柔らかければ、潜られる事もある。ここも防御をしっかりしないといけない。

6 番 この周辺は全体的に入られている。

議長 柵の設置を個人で行うことになってしまうが、市ではやってくれないのか？

事務局 市での柵の補助というものは無いが、再生協議会の方で東栄町に設置したフェンスの様な形で対応している。

17 番 柵を設置するというのは、何ヶ所もやっている。県は材料を出すから、地元でやってくれという。ただし個人では申し込めず、団体でなければならないとしている。7、8年前から甘原、東栄町などでも行っている。

この場所がそういった柵の設置をしていないのは、組織がなかったのか不明だが、囲めなければ意味がない。やるのであれば農免道路の該当するところで、なんらかの団体に話を持ってきてもらうなど、設置をする気がある人たちがいないなければならない。

そもそもイノシシが入るというなら、この場所で耕作をする意味があるのか。

6 番 現時点でイノシシの被害がない場所は、全部作っている。

今作っているところは、フェンスはあるが、入られる可能性はある。

議長 他に意見はあるか？

(発言なし)

議長 続いて、議第 21 号-2 の甘原について、地元委員から意見があれば発言願う。

9 番 この農地の所有者については、以前から、高齢であるので、農業をやめてはどうかという話が出ていた。本人は自分で消費する野菜くらいは作りたいと頑張っていたが、やはり限界となり、今回の話となった。

議長 他に意見はあるか？

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 21 号-1 について採決を行う。議第 21 号-1 について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 21 号-1 は承認することに決定する。

議長 続けて、議第 21 号-2 について採決を行う。議第 21 号-2 について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 21 号-2 は承認することに決定する。

議長 次に、議第 22 号「農地中間管理事業法第 18 条第 7 項（農用地利用配分計画の公告）について」を上程する。議第 6 号について事務局より説明願う。

事務局

農地利用配分計画案の作成にあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律に従い、多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。さきほどの議案 21 号の案件について、受け手を決めるという事になる。場所は、議案 21 号-1 の 7 筆で、借りる人は■■■■さん。この方は以前、農業委員会でも紹介させていただいた方。

土地の持ち主は■■■■さんで、ここは使用貸借ということで、無料で借りられる。畦畔の管理は■■さんが行う。

もう 1 件は 21 号-2 の 1 筆で、借りるのは甘原ええのお。ここは賃貸借で年間 5 7 1 円という事になっている。

議長 前の議題に続きとなる。中間管理機構が仲介となって、大原の■■さんと甘原ええのおが借りるという形になる。

議案 22 号は一つの議題として扱う。なにか意見はあるか。

7 番 若い■■さんがやるとの事だが、今は、■■さんの手伝いの様子、本人の決意はどうか。

6 番 ■■さんはまだ初心者。■■さんがそんなに動けないので、どこまで面倒が見られるかはわからない。農機具類は■■さんの物を使うとの事だが、古くなってきて壊れてきている物もあることから、■■さん自身が購入していかなければならないものもある。草刈りの費用について、3 万円という金額にしている事から、やってある場所とそうでない場所が混ざっている状況がある。お金を払うのが無理で止めたという所が 2 か所ある。■■さんがやっていた広い所を継いでや

っていけるのか、現時点では解らない。■■■さんは草刈りを無料でやっていた。一部の人から、4回草刈りを行うと思っていたら、1回しか刈っていない様子で、大丈夫なのかという声もあるらしいが。

7番 私が受けている場合は、通常の農地であれば一反で5千円、年間4回で2万円、年間で3万円は少し高いが、もっと高い金額でやっている人もいる。

我々もどんどん年をとっていき、高齢化が進んだら、■■■さんの様に若い人に任せるしかなくなる。

しかし、多治見市の気候も悪く、収穫も長引いて大変だ。

議長 農振地域は大変だ。市街化区域とは違って、姫地域など、米作りしか方法がない。

5番 本音を言えば、みんな、土地を放置してしまいたいという事もあるだろう。私としては、廿原ええのおさんには将来的にやってもらいたいという思いがある。

議長 実際に放置してしまうというわけにはいかないので、農業を止めるという人があれば、申告をしてもらい、市やJAに投資をしてもらって組合をつくるなどして、若い人に入ってもらおうという方向性でいかなければいけない。

6番 担い手がないという事も農業の衰退の原因の一つだが、農業用の作業機械が高額すぎるのも原因。作業機械がなければ、農業はできない。

議長 だからこそ農地の集約化が必要である。農業委員が中心となって、将来的なプランを作っていかなければならない。

事務局 人農地プランの法律が変わり、人農地プランの代わりの位置づけとして目標地図というものを作らなければならない。その素案を農業委員会で作らなければならない。タブレットの導入もあり、2年後を目途に目標の地図を作るというものである。

議長 農業にはお金もかかり、将来的には農業を行う事は、個人では

大変。営農組合などでなければ難しい。今後は、農業委員が中心となって、農業を先導していかなければならない。

これからは若い人たちに農業に関心をもってやってもらえる様にしたい。他に発言はないか。

(発言なし)

他に発言がないので、議第 22 号について採決を行う。議第 22 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 22 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 17 号について事務局より説明願う。

事務局 4 件。

申請番号 1 使用貸借権。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は、北丘町 1 丁目■■番地、田、現況雑種地、272 m²。転用目的は車両・資材置場。■■■■■さんは、■■■さんの祖父にあたる。始末書を提出している。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■。土地は 2 筆。1 筆目。笠原町山畔■■■■番■、田、現況畑、775 m²。2 筆目。笠原町山畔■■■■番■、田、現況畑、1543 m²。2 筆合計 2,318 m²。転用目的は倉庫。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■■番地の■、■■■■■。土地は笠原町■■■■番地の■、田、現況畑、435 m²。転用目的は駐車場、庭。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は池田町 6 丁目■■番■、畑、現況畑、603 m²。転用目的は資材置場。

議長 報第 17 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 17 号を終了する。その他に意見があれば、挙手を願う。

(発言なし)

議長 発言がないので本日の議案については以上をもって終了する。事務局からの連絡事項はどうか。

事務局

農地パトロールで、まだ提出ができていない方は、提出をお願いします。
次回の総会開催日は、10 月 26 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 45 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 9 月 28 日

議事録署名

7 番

8 番

議長